

特定個人情報保護評価書（全項目評価書）（案）に係るパブリック・コメントについて

1 目的

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号法」という）第28条に基づき、以下の事務に関する特定個人情報保護評価について、すでに実施しホームページで公表をしているところです。

この度、Public Medical Hub（PMH）を活用した情報連携の開始を予定しており、それに伴って事務の対象人数が30万人以上となることから、番号法第28条及び「特定個人情報保護評価に関する規則」第11条、「特定個人情報保護評価指針」第6の2の（3）に基づき、全項目評価書を新規作成し、評価の再実施を行うものです。

2 事務の名称

No.18 健康増進事業（がん検診等各種検診）の実施に関する事務

（ 前回の評価実施日

・重点項目評価：令和7年11月27日（同日公表）

※軽微な修正については、毎年度修正及び公表を行っている。

3 主な変更内容

- ・Public Medical Hub（PMH）を活用した情報連携の開始に伴う運用の変更等を追加
- ・上記に付随する特定個人情報の保管・消去及びリスク管理に関する内容等を追加
- ・評価事務の対象人数を「10万人以上30万人未満」から「30万人以上」に変更

4 その他

評価書については、パブリック・コメント後に情報公開・個人情報保護運営審議会による第三者点検を経て、個人情報保護委員会へ提出・公表します。